

自主規制モニター会議

次第

(2021年11月8日(月) 15:00~17:00)

I 開会

II 会長挨拶

III 議事

1. 議長及び副議長の互選

2. 自主規制の活動報告(運営状況)

【資料1】

- (1) 品質管理レビュー制度
- (2) 個別事案審査制度
- (3) 審査申立て制度
- (4) その他

3. 自主規制の活動報告(論題)

(1) 公認会計士・会計監査に関する議論の状況

- ① 会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)

【資料2】

- ② 上場会社監査事務所登録制度の在り方検討プロジェクトチーム

【資料3】

- ③ 上場会社の監査を担う中小監査法人基盤強化検討プロジェクトチーム

【資料4】

(2) 継続的専門研修制度の見直しに係る対応

【資料5】

IV 閉会

会議資料

資料No.	資料
1※	自主規制の活動報告（運営状況）
2	金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）」第3回資料
3※	上場会社監査事務所登録制度を中心とした会則等の改正方針について
4※	上場会社の監査を担う中小監査事務所の開示について
5※	継続的専門研修制度の見直しに係る対応について

※ 会則第111条第4項ただし書により資料の全部又は一部が非公表とされています。

【資料1】



日本公認会計士協会

自主規制の活動報告(運営状況)

2021年11月8日
自主規制モニタリング会議



目次

- 1. 品質管理レビュー制度等の運営状況**
- 2. 個別事案審査制度の運営状況**
- 3. 審査申立て制度の運営状況**
- 4. その他（行政処分勧告対象監査事務所に係る対応の進捗）**

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況①(重点的实施項目)

2021 年度品質管理レビューにおける重点的实施項目 (2021 年5月19 日) 前文

品質管理レビューの実施に当たって

- 品質管理レビューの実施に当たっては、監査事務所の品質管理体制や個別業務で選定した会社等の状況の理解だけでなく、監査事務所の業務管理体制も十分に理解した上でレビュー計画を策定し実施する
- 当該計画に基づきレビュー手続を実施した結果として、改善勧告事項がある場合には、発見事項となった根本的な原因の検討において、業務管理体制上の問題が認められるかどうかも含めて、監査事務所によって原因が適切に特定され、それに沿った改善措置が策定されるように指導するものとする
- なお、前年度の改善勧告事項については、改善措置の状況の確認において、監査事務所が改善状況報告書に記載した上記の根本的な原因を踏まえ、監査事務所による改善措置が単に対症療法的なものにとどまることなく業務管理体制の変更の検討も含めて実施されているかどうかにも留意して、当該改善措置が着実に実施されていることを確認し、その後も必要に応じて指導を行う

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況②(重点的实施項目)

2021 年度品質管理レビューにおける重点的实施項目 (2021 年5月19 日) 前文

監査上の主要な検討事項

- 〈個別業務における監査の実施状況〉で採り上げている「監査上の主要な検討事項」は、2021年3月決算の監査から原則適用されている事項であり、当年度においては個別業務における適用状況を確認することが特に重要である

新型コロナウイルス感染症に対する考慮

- 新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、前年度に引き続き十分に留意し、品質管理レビュー計画の策定、手続の選択及び実施に当たっては、監査事務所の状況に応じて、適切に対応していく

国際品質マネジメント基準の改訂への対応

- 2020年12月に国際品質マネジメント基準第1号が公表され、我が国において「監査に関する品質管理基準」の改訂に向けた検討が進められているところであるが、品質管理レビューにおいては、監査事務所における当該改訂への取組の状況も確認し、適用に向けた準備を促進していく

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況③(重点的实施項目)

	2020年度	2021年度
監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況	1. 監査業務の品質を重視する風土	1. 監査業務の品質を重視する風土
	2. 監査事務所のガバナンスや組織運営	2. 監査事務所のガバナンスや組織運営
	3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任
	4. 職業倫理及び独立性（監査責任者等及びチームメンバーのローテーション管理）	4. 職業倫理及び独立性（監査責任者等及びチームメンバーのローテーション管理）
	5. 監査上の主要な検討事項に関する対応等	—
	6. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存	5. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存
個別業務における監査の実施状況（※）	1. 会計上の見積りの監査	1. 監査上の主要な検討事項
	2. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応 ①職業的懐疑心 ②収益認識 ③経営者による内部統制を無効化するリスク	2. 会計上の見積りの監査
	3. グループ監査の手続	3. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応 ①職業的懐疑心 ②収益認識 ③経営者による内部統制を無効化するリスク
	4. 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査	4. グループ監査の手続
	5. 開示書類におけるその他の記載内容に関する手続	5. 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査
		6. 開示書類におけるその他の記載内容に関する手続

※ 「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」及び「リモートワーク対応」が当協会から順次公表されているが、品質管理レビューにおいては特に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響下においても十分かつ適切な監査証拠が入手できているか確認する

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況④(行動計画)

1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応

- 一連の「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」の公表を受け、リモートワークを利用するなど監査事務所の状況に応じた感染症対策を行いながら、十分かつ適切な監査証拠が入手されているかについて引き続き注視していく

2. 監査上の主要な検討事項の報告への対応

- 2021年3月期の上場企業等の金融商品取引法監査から監査報告書への記載が求められる「監査上の主要な検討事項」(KAM)について、KAMの導入趣旨(監査の透明性向上、利用者への有益な情報提供)を踏まえた監査チームの対応状況を確認する

3. 指導機能の充実

- 通常レビュー、改善状況の確認等の実施のほか、オフサイトでの指導を更に強化していく(具体的には、通常レビュー等の往査終了後においても、必要に応じて訪問、電話等を行い、改善勧告事項となった根本的な原因を特定した上での効果的な改善計画の策定、改善措置の適切な実施について継続的に指導)

4. 国際品質マネジメント基準や倫理規程の改訂への対応

- 国際品質マネジメント基準(ISQM)1「監査事務所の品質マネジメント」、ISQM2「審査」、国際監査基準(ISA)220「監査業務における品質マネジメント」の改訂(2020年9月IAASB最終承認)、倫理規程の改訂(2020年12月IESBA最終承認)を受け、企業会計審議会が監査の品質管理について検討を開始しており、今後、我が国の監査に関する品質管理基準や倫理規則等が改訂されることにより監査実務に大きな影響が想定されるため、監査事務所の対応状況を確認していく

5. 監査事務所の特性に応じた品質管理レビューの在り方の検討

- 組織構造の複雑性、運営上の特徴、ネットワークとの関係、監査業務の内容等の監査事務所の特性に応じて、適合する品質管理のシステムは異なるため、上記4における監査事務所の対応状況を踏まえ、より効果的かつ効率的な品質管理レビューを実施するための監査事務所の特性に応じた品質管理レビューの在り方を検討する
- 特に、大手監査法人とそれ以外の監査事務所における業務管理体制の検証については、品質管理レビューとCPAAOB検査において重点の置き方に違いを設けることを協議するなど、今後も、品質管理レビューをより良い制度にすべくCPAAOBとの連携強化を進める

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況⑤

● 2021年度品質管理レビューの実施状況

単位：監査事務所

	2019年度	2020年度	2021年度（9月末時点）（注4）		
			実施監査事務所数	審議件数	残件数
通常レビュー	84	56	76 ^(注1)	5 ^(注2)	71
特別レビュー	—	7	1	0	1
改善状況の確認	44 ^(注3)	13	9	1	8

(注1) 新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度に実施頻度を伸長した監査事務所への対応もあり、実施監査事務所数が増加

(注2) このほか、2020年度からの繰越案件1件あり

(注3) 旧制度における「フォローアップ・レビュー」及び「再フォローアップ・レビュー」の監査事務所数を記載

(注4) 主にオフサイト・モニタリングの結果を踏まえたレビュー詳細計画の立案にリソースを投入しており、レビュー詳細計画の審査状況は以下のとおり

	2019年度	2020年度	2021年度（9月末時点）
事前相談（レビュー計画）	38件	91件	67件
事前相談（レビューの実施結果）	56件	35件	2件
レビュー報告書案	127件	98件	10件
改善計画書案	82件	5件	0件

(注) 同一監査事務所について複数回審査を行う場合があるため、審査件数とレビュー実施監査事務所数は一致しない

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況⑥

● 上場会社監査事務所登録制度の運営状況（2021年9月末時点）

《上場会社監査事務所名簿等の登録状況》

単位：監査事務所

	2019年 3月末	2020年 3月末	2021年 3月末	増加	減少	2021年 9月末 ^(注1)
本登録事務所	118	118	127	1	4 ^(注2)	124
準登録事務所	13	18	13	6	2	17
品質管理レビュー実施前 監査事務所	(8)	(11)	(8)	(6)	(1) ^(注3)	(13)
品質管理レビュー実施済 監査事務所	(5)	(7)	(5)	(0)	(1) ^(注4)	(4)
登録事務所計	131	136	140	7	6	141

(注1) 2021年4月～9月までに登録不可とされた監査事務所はない

(注2) いずれも上場会社との監査契約を全て解除したことにより登録を抹消

(注3) 本登録事務所に異動

(注4) 上場会社と同等と認められる会社との監査契約を解除したことにより登録を抹消

2. 個別事案審査制度の運営状況①

● 2021年度個別事案審査の実施状況

対象期間：2021年4月1日～9月30日

▶ 監査・規律審査会の審議状況

	案件数		案件数
繰越案件	31件	終了事案 (うち綱紀審査会)	19件 (8件)
新規案件	7件	次月繰り越し	19件

開催回数：10回
(循環取引の臨時会2回含む)

▶ 綱紀審査会の審議状況

※1

	案件数		案件数
繰越案件	10件	終了事案	10件
新規案件	9件	次月繰り越し	9件

開催回数：10回

※1 監査・規律審査会における結審後、審査要請手続中の事案があることから、件数に差異が生じています。
(期首の繰越で2件、次月繰越で1件)

2. 個別事案審査制度の運営状況②

▶ 監査・規律審査会の終了事案 19件の内訳

終了事案 19件	案件数	結論	案件数
監査事案	13件	問題なし	9件
		改善勧告	5件
		綱紀回付	2件
倫理事案	6件	問題なし	1件
		改善勧告	0件
		綱紀回付	6件

※ 複数の事案で「問題なし」、「改善勧告」、「綱紀回付」の複数の結論が出ているため、終了事案と結論の合計件数に差異が生じています。

▶ 綱紀審査会の終了事案 10件の内訳

終了事案 10件	案件数	結論	案件数
監査事案	1件	問題なし	0件
		改善勧告	1件
		懲戒処分	0件
倫理事案	9件	問題なし	0件
		改善勧告	0件
		懲戒処分	9件
		戒告	3件
		会員権停止	7件
		退会勧告	0件

※ 複数の対象会員がいる事案で「戒告」と「会員権停止」の結論が出ているため、終了事案と結論の合計件数に差異が生じています。

3. 審査申立て制度の運営状況

■ 適正手続等審査会（2019年10月～）

- ▶ 個別事案審査制度における懲戒の処分内容及び品質管理レビュー制度における措置の決定に係る会員からの審査申立てについて審査を行う機関
- ▶ 構成員：委員5人（うち3人は会員外の学識経験を有する者）
- ▶ 審査申立ての対象

個別事案審査制度	綱紀審査会が決定した懲戒の処分内容
品質管理レビュー制度	上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定 等



適正手続等審査会の運営状況 (2021年4月1日～9月30日)

	案件数		案件数
繰越案件	3件	終了事案	2件
新規案件	2件	次月繰越	3件

開催回数：3回

【資料2】



日本公認会計士協会

金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)」

2021年11月8日
自主規制モニター会議

「会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)」

《第3回》2021年11月4日開催

◆資料（金融庁ウェブサイトより）

- 会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）論点整理（案）

<https://www.fsa.go.jp/singi/kaikeikansanoarikata/siryou/20211104/01.pdf>

- 会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）論点整理（概要）（案）

<https://www.fsa.go.jp/singi/kaikeikansanoarikata/siryou/20211104/02.pdf>

上場会社の監査を担う中小監査事務所 の開示について

「監査品質のマネジメントに関する年次報告書（仮）」
上場会社の監査を担う中小監査法人基盤強化検討プロジェクトチーム

**（注）本レジюмеは現時点における協会としての検討の方向性を示すものであり、
継続検討中の内容である。**

目次 / 本日の内容

1. 検討の背景
2. 基本方針
3. 開示方針
4. 開示による基盤強化の考え方の整理
5. 全体像
6. 開示案
7. 今後の進め方

1. 検討の背景

- 日本の資本市場は上場会社数 4 千社にもならんとする国際的にも大規模な市場であり、大手監査法人から中小監査事務所への会計監査人の異動が増加している状況も見られ、中小監査事務所が監査を行う上場会社数は増加している。
- このような資本市場における監査の担い手としては、大手監査法人、準大手監査法人だけでなく、中小監査事務所の存在が不可欠である。
- 現在でも多くの中小監査事務所においては、長年にわたり十分な監査品質を維持している実績がみられるが、世界的にも中小監査事務所を含めた日本の監査法人が総体として信頼されるように、中小監査事務所の体制・基盤を強化してゆくことは、会計監査の一層の信頼性の向上、日本の経済力の強化に資するものと考えられる。
- IPOを始めとする起業意欲は旺盛であり、スタートアップ企業の資本市場への参加が増大する現在の環境は、中小監査事務所にとっても社会的に認知され、かつ、基盤を強化する良い機会でもある。

2. 基本方針

- **中小監査事務所の監査品質向上のための経営基盤強化を実現するために、自主規制の枠組みにおいて監査事務所からの情報開示の充実を図ることを基本とする。**
 - (1) 上場会社に対して、監査事務所選択のための情報提供を充実させることによって、上場会社監査マーケットに参画している監査事務所間で監査品質向上の競争原理を働かせる。
 - (2) (1)が実現することによって、主に中堅・中小監査事務所において、経営基盤強化に向けた取り組みが加速することが期待される。
 - (3) 情報開示の充実の検討に当たっては、資本市場からの目線及び「上場会社の監査に求められる配慮（他の監査との比較）」（会計監査の在り方に関する懇談会（以下「在り方懇」という。）において“議論の視点”に挙げられている事項）を踏まえた検討を行う。
 - (4) 中小監査事務所が監査品質向上のための経営基盤強化を実現するためには、協会が実践的で有用な支援策を行ってゆくことが不可欠である。

3. 開示方針 (1/2)

- 開示に含める内容は「上場会社の監査を担う中小監査法人基盤強化検討PTからの意見(以下「基盤強化PTからの意見」という。)」で示された6つの基盤（「品質管理基盤」、「組織・ガバナンス基盤」、「人的基盤」、「IT基盤」、「財務基盤」、「国際対応基盤」）をベースとし、以下の3つの要素を織り込む。

- ・ 監査法人ガバナンス・コード（以下「GC」という。）
- ・ ISQM（監査に関する品質管理基準）
- ・ AQI（Audit Quality Indicator：監査の品質に関する指標）

3. 開示方針 (2/2)

【開示における検討事項】

- 上場会社監査事務所制度における名簿との一本化までは踏み込まず、当該名簿の開示とは別のものとして取り纏める方向
 - 現状の法規制で要求している開示書類、名簿で要求している開示書類との重複感については少し整理してもよいかもしれない。
- 開示の内容等を協会細則等で定め、開示の義務化の時期はISQM適用時期と平仄を合わせるか。なお、細則に規定したとしても大手準大手はずでに充足していると思われるので、特段の手当は不要か。
- 中小監査事務所を対象とし、中小監査事務所連絡協議会で記載例としてモデルケースを示すことにより、一定の水準を明示するか。

4. 開示による基盤強化の考え方の整理 (1/2)

1. 「上場会社の監査に求められる配慮（他の監査との比較）」（在り方懇で“議論の視点”に挙げられている事項）として考えられる事項
 - ✓ 不特定多数の投資家に対する影響
 - ✓ 監査報告が上場の維持・廃止の判定に与える影響
 - ✓ 開示制度の複雑さ（四半期・会社法・金商法・内部統制等の各種制度）
 - ✓ 監査対象の規模、業態の複雑さ、国際展開etc.
 - ✓
2. 中小監査事務所は自らの特色を生かした品質管理方針を策定し、当該方針に基づき、基盤強化PTからの意見で示された6つの基盤をベースにGC、ISQM、AQIを踏まえ、監査品質に関する現状を評価し、必要な改善を行ってゆくことになり、このような監査品質に関する取組について、品質管理方針や経営者の品質管理向上への取り組み姿勢（Tone at the top）と共に市場関係者に開示し、その評価を受けることになる。

4. 開示による基盤強化の考え方の整理 (2/2)

3. 開示に当たって中小監査事務所は、自らの監査品質に関する取り組みについて市場関係者に周知し、その理解を得るように対応することが重要となり、市場が中小監査事務所の現状を容認しない場合は監査人としては選任されないこととなる。
4. 上記の過程を通じて中小監査事務所は、現状に満足することなく、常に資本市場の目線を意識し、今まで以上に自らの監査品質の向上に真摯に取り組むことが必要となり、このような過程を通じて中小監査事務所の基盤が一層強化され、品質管理体制の向上に繋がってゆくことが期待される。
5. 中小監査事務所自体がサステナブルでなければならないことに配慮し、投資家からの安心感を得ることができる望ましい状況（一定の水準）を示す開示のモデルケースの例示なども行う。

5.全体像 (1/2)

I.監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

1. 監査品質向上に向けた取組

(Tone at the top : 監査品質向上への真摯な取り組み姿勢を示す理事長メッセージ)

2. 事務所概要

II.6つの基盤

1. 品質管理基盤(品質管理基準の項目に沿って開示)

2. 組織・ガバナンス基盤の説明(GCの適用状況は別立てとする)

3. 人的基盤の説明 (法人に所属する社員、スタッフ等の人材を監査経験なども含めて詳細に)

4. IT基盤の説明 (現状、方針)

5.全体像 (2/2)

Ⅱ.6つの基盤 (つづき)

5. 財務基盤の説明 (計算書類の開示、報酬依存度15%ルールに関する情報等)

6. 国際対応基盤の説明 (現状、方針/海外取引がないなどにより、ネットワークに属していない中小監査事務所が多いと思われるが、協会が提供する海外事務所名簿の活用などの一定の方針を示す必要があるのではないか。)

7. その他 (自由記載欄)

Ⅲ.ガバナンス・コードへの対応状況

(GCへの対応状況はわかりやすく別建てとする。)

6.開示案 / 1.監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1/2)

1. 監査品質向上に向けた取組（監査品質向上への真摯な取り組み姿勢を示す理事長メッセージ）

✓恒常的に監査品質の強化を行い、監査事務所自体もサステナブルであることを含む理事長メッセージを想定。

✓中小監査事務所の特質を踏まえた品質管理方針を外部に開示し、市場関係者の理解に資することが重要か。

2. 事務所概要

✓有報の記載（役員経歴）等を参考に理事長やボードメンバーの経歴を開示することも考えられるか。事業等のリスクやIT投資の状況等の記載も参考になると考えられるか。

6.開示案 / 1.監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (2/2)

《関係すると考えられるAQI項目》（監査品質の指標（AQI）に関する研究報告における一般的なAQI項目の候補を記載）

【監査事務所の状況】

「監査事務所の職位ごとの人員構成」、「監査に従事するP/M/S比率」、「品質管理業務の人員数」、「監査業務に従事する常勤の社員及び専門職員の作業負荷の状況」、「監査事務所内の監査品質に関する意識調査」、「退職率（離職率）」

（参考：現状の上場会社監査事務所名簿における開示）

【登録事務所概要書】

「監査事務所の名称」、「監査事務所の所在地」、「監査事務所の代表者」、「品質管理責任者」、「監査事務所の沿革」、「所属公認会計士の数等」、「従たる事務所の数」、「会計年度」、「監査対象の上場会社等の数」

【説明書類】

「業務の概況（例：監査法人の目的、沿革）」、「業務の内容（被監査会社等の数を含む）（例：業務概要（監査証明業務・監査証明業務の数）」、「監査の種類（金商法、会社法等）とその数）」、「事務所の概況に関する次に掲げる事項（イ名称、ロ所在地、ハ当該事務所に勤務する公認会計士の数）」、「被監査会社等（大会社等に限る。）の名称」、「他の公認会計士又は監査法人との業務上の提携に関する次に掲げる事項（提携を行う当該他の公認会計士又は監査法人の氏名又は名称、提携を開始した年月、業務上の提携の内容）」

6.開示案 / II.6つの基盤 / 1. 品質管理基盤 (1 / 3)

1. 品質管理基盤 (以下、品質管理基準の項目に沿って開示)

- (1) 監査事務所のリスク評価プロセス
- (2) ガバナンス及びリーダーシップ
- (3) 職業倫理及び独立性
- (4) 監査契約の新規の締結及び更新
- (5) 業務の実施
- (6) 監査事務所の業務運営に関する資源
- (7) 情報と伝達
- (8) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
- (9) 監査事務所間の引継

6.開示案 / II.6つの基盤 / 1. 品質管理基盤 (2/3)

1. 品質管理基盤 (つづき)

✓ ISQMにおける品質管理システムを構成する項目ごとに概要を説明し、併せて各項目に関連するAQIを示すイメージか。

✓ (1)のISQMで求められる「監査事務所のリスク評価の情報」が重要⇒今後の品質管理基準の改正の動向に合わせる方向で検討か。

✓ (2) のガバナンス及びリーダーシップの記載は、下記の「2. 組織・ガバナンス基盤」の記載と、(6)の監査事務所の業務運営に関する資源の記載は、下記の3～6の各基盤の記載と重複すると考えられる。重複部分に関しては「参照」等の記載ぶりとするか。

6.開示案 / II.6つの基盤 / 1. 品質管理基盤 (3 / 3)

1. 品質管理基盤 (つづき)

《関係すると考えられるAQI項目》（監査品質の指標（AQI）に関する研究報告における一般的なAQI項目の候補を記載）

【監査の結果】

「外部機関による検査等」、「監査事務所における内部検証」、「独立性に関する検査」、「規制当局等による処分」

（参考：現状の上場会社監査事務所名簿における開示）

【品質管理システム概要書】

「品質管理に関する責任の方針及び手続」、「職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続」、「専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続」、「業務の実施」、「品質管理のシステムの監視」、「監査事務所間の引継の方針及び手続」、「共同監査の方針及び手続」、「組織再編を行った場合の対応」、「その他の監査事務所が重要と考える事項」

【説明書類】

「業務の品質の管理（業務の運営の状況）（例：品質管理のシステムを構成する項目ごとにその方針と実施に関する措置を記載。品質管理システム概要書と類似の事項が記載されている。）」「日本公認会計士協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月（業務の運営の状況）」

6.開示案/II.6つの基盤/2.組織・ガバナンス基盤(1/2)

2. 組織・ガバナンス基盤（経営に関する組織図、組織体制、ガバナンス体制を自由記載）

➤これとは別に、GCへの対応状況は「Ⅲ.ガバナンス・コードへの対応状況」に記載。
（以下はGCの項目）

原則1 【監査法人が果たすべき役割】 会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

原則2 【組織体制】 監査品質の持続的な向上のための実効的な経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

原則3 【組織体制】 経営から独立の立場で経営機能の実効性を監督・評価し、支援する機能を確保すべきである。

原則4 【業務運営】 組織的な運営を実効的に行うための業務体制の整備、人材の育成・確保、法人内及び被監査会社との意見交換や議論を積極的に行うべきである。

原則5 【透明性の確保】 資本市場の参加者等の評価に資する十分な透明性の確保と組織的な運営の改善のための内外の評価を活用すべきである。

6.開示案 / II.6つの基盤 / 2. 組織・ガバナンス基盤 (2/2)

2. 組織・ガバナンス基盤 (つづき)

✓中小監査事務所用のガバナンス・コードの作成については、事務所をレベル分けする形になる等の理由から好ましくなく、また、現在の監査法人ガバナンス・コードは大手監査法人向けのものであり、上場会社を監査する事務所向けの、大手・中小両方の事務所を対象とした見直しを行うことが良いのではないか。

✓ガバナンス・コードは一つとするが、項目ごとの書きぶりは属性が全く違う大手監査法人と中小監査事務所では当然異なってくる。中小監査事務所向けに記載に関してのガイドラインあるいはモデルケースを示す必要もあるのではないか。

(参考：現状の上場会社監査事務所名簿における開示)

【品質管理システム概要書】

「業務の執行の適正の確保に関する状況（業務の運営の状況）（例：組織体制、ガバナンス等）」

6.開示案 / II.6つの基盤 / 3. 人的基盤

3. 人的基盤（法人に所属する社員、スタッフ等の人材に関して監査経験等も含めて詳細に記載するか）

✓パートナー、常勤者、非常勤者の人数、教育・研修も含め、どのような人的基盤を目指しているか、監査法人の在り方を身近に感じてもらえるような開示を考えてはどうか。

《関係すると考えられるAQI項目》（監査品質の指標（AQI）に関する研究報告における一般的なAQI項目の候補を記載）

【人材投資】

「研修時間」、「履修した研修に関するアンケート調査結果」、「人材交流（出向・異動）」

6.開示案 / II.6つの基盤 / 4. IT基盤

4. IT基盤（監査事務所の現状、方針）

- ✓ I T 合同会社や I T サポート人材を紹介する仕組を構築し、支援対応を行う方向か。これらの支援策を「開示」に反映できるような方向で考えるか。
- ✓ 理事懇等でも関心が高い事項である。
- ✓ 当該記載を行うことで、監査事務所も I T 基盤整備に取り組む必要が出てくるか。
- ✓ I T 基盤には様々な面がある…監査手続、品質管理システム、監査事務所の情報セキュリティ、被監査会社の I T に関する知見等

6.開示案 / II.6つの基盤 / 5. 財務基盤

5. 財務基盤（計算書類のほか、報酬依存度15%ルールに関する情報等）

- ✓ 報酬依存度、15%問題にかかわるので、サステナブルという意味で重要である。
- ✓ 計算書類の開示が考えられる。
- ✓ 計算書類等についてはどの範囲で記載するかは要検討か。監査・非監査それぞれの収入額は必須か。
- ✓ 有限責任監査法人かどうか。保険加入の有無等も記載するか。

6.開示案 / II.6つの基盤 / 6. 国際対応基盤 (1/2)

6. 国際対応基盤（現状、方針、海外取引がない等の理由により、ネットワークに属していない事務所が多いと考えられるが、協会が提供する海外事務所名簿の活用等の一定の方針を示す必要はあるか。）

✓ネットワークには入っていなくても国際対応への取り組みについての記載があってもよいのではないか。

✓国際で活躍する事務所の名簿を利用することができる等、記載できるものを具体的に用意して、書き手・読み手双方にある程度納得できるものを出せるということが重要と考える。

✓中小監査事務所が海外のグループ監査を行う場合にBig4のネットワークを利用している場合は報告書にどのように記載するか。読み手の誤解を招く恐れはないか。むしろ、Big4を使って対応していれば、投資家にとっては安心材料ということも考えられる。

6.開示案 / II.6つの基盤 / 6. 国際対応基盤 (2/2)

6. 国際対応基盤 (つづき)

✓現在の協会の国際対応、中小企業支援で作成している名簿は、企業の海外進出支援を行う事務所の名簿であり、現地で監査を行う事務所の名簿ではない。協会としての基盤強化のための支援という観点からは、国際ネットワークに入っていない監査法人が利用できる現地の監査人名簿を作成する必要があるのではないか。

✓アンケートを実施し、現在の国際対応の状況を聞いてみるか。

✓理事懇等でも関心が高い事項である。

7. 今後の進め方

- 在り方懇の動向を見据えて、このPTの内容を専門委員会の扱いとし、メンバーを全国的(地域)かつ大手監査法人のメンバーも入れた幅広い組織とし、細則等への規定を視野により具体的な内容を検討するステップに進む。

ご清聴ありがとうございました

